

荒川区の小中学校で

特別支援教育補助員・特別支援学級介助員をやってみませんか？

小中学校では発達障がいのほか、学習のスピードがゆっくりであったり、周りとのコミュニケーションがうまく取れない等、特別な支援を必要とする子どもがいます。

このような子どもたちの学校生活をよりよいものにするため、荒川区では、特別支援教育補助員・特別支援学級介助員が、教員とともに学習や生活面の支援をしています。

勤務日数や時間はご相談に応じます。教員を目指している方、教育や福祉に関心のある方、まずは気軽にお問い合わせください！



- 1 勤務場所 荒川区立の小中学校
(通常の学級または特別支援学級)
- 2 募集人員 若干名
- 3 応募資格 以下すべてに該当する方
(1) 特別支援教育に深い理解と熱意がある方
(2) 健康で、動きの活発な子どもの支援に十分な体力がある方
(3) 継続した勤務が可能なる方
(4) 地方公務員法第16条各号に該当しない方(※注:次頁)
- 4 雇用期間 [自] 令和7年9月1日以降(開始日は応相談)
[至] 令和8年3月31日まで
[※ 勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用される場合があります。(原則65歳未満の場合に限る。)]
※ 採用後1 か月は条件付き採用となります。
- 5 勤務日 月曜日から金曜日までの週3～5日程度
※ 土・日曜日に実施する学校行事に従事する場合があります(応相談)。
※ 勤務日数は相談に応じます。
- 6 勤務時間 報酬額等
(1) 報酬
時間額 資格あり(※1) 1,698円
資格なし 1,596円
・給与改定等により変更する場合があります。
※1 教員免許、保育士、臨床心理士等の資格を有する方、大学院にて心理学を専攻中、または修了した方など
(2) 勤務時間 3 時間以上(応相談)
(3) 通勤手当・期末手当・勤勉手当(一定の要件を満たす場合)
(4) 社会保険・雇用保険(勤務条件により該当する保険に加入)
- 8 選考方法 (1) 下記応募先に電話で申し込みをしてください。ご希望の勤務形態等について簡単な聞き取りをさせていただきます。
(2) ご希望の勤務形態や各校の欠員状況を踏まえ、紹介先をご連絡します。
(3) 紹介先の学校にて、採用面接を受けて頂きます。面接の際には、「会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書」(又は市販の履歴書)をお持ちください。また、上記資格をお持ちの方は、資格証明書等をお持ちください。
- 9 その他 詳細は、下記へお問い合わせください。

【問合せ】荒川区立教育センター 特別支援教育係 03(3802)3111 内線 3334・3335

※注 応募資格(4)地方公務員法第16条(欠格条項)各号は下記のとおり

地方公務員法 第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。